

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月23日
【発行者名】	いちごオフィスリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 高塚 義弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	いちご不動産投資顧問株式会社 執行役管理本部長 田實 裕人
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【電話番号】	03-3502-4886
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

いちごオフィスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の運用体制が以下のとおり変更されますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 変更の内容についての概要

本投資法人の資産運用会社であるいちご不動産投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、関西地区に所在する不動産を含めた運用資産の管理等の業務をオフィスリート本部へ集約化することとし、平成28年1月27日付で提出された有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制」の一部を平成28年3月1日付で以下のように変更することを本日決定いたしました。

なお、特に断らない限り、平成28年1月27日付有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

\_\_\_\_\_の部分は変更箇所を示します。なお、削除箇所は明示しておりません。

### 第一部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 1 投資法人の概況

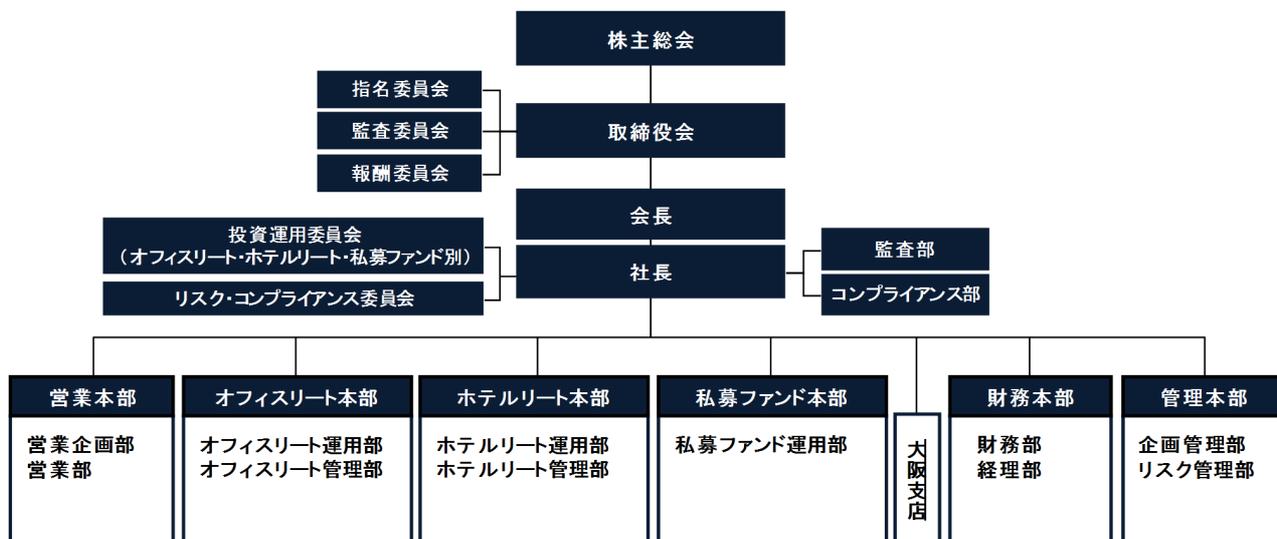
##### (4) 投資法人の機構

##### ② 投資法人の運用体制

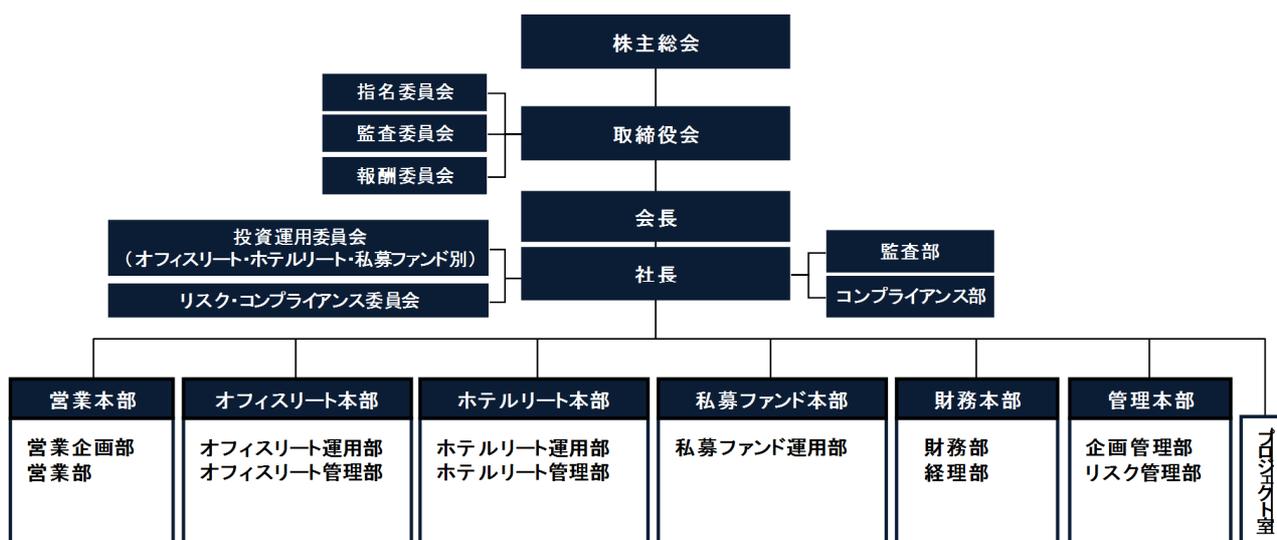
(イ) 業務運営の組織体制

(省略)

(ご参考) 変更前の本資産運用会社組織図



本資産運用会社組織図



本資産運用会社は指名委員会等設置会社であり、取締役会の決議により業務執行の決定（会社法第416条第4項各号に定める事項を除きます。）を執行役に委任しています。

営業本部、オフィスリート本部、ホテルリート本部、私募ファンド本部、財務本部、管理本部はそれぞれ執行役本部長が統括し、各部はそれぞれ部長が統括します。

投資運用業、投資助言・代理業に関する諸業務は、営業本部、オフィスリート本部、ホテルリート本部、私募ファンド本部、財務本部の各部がそれぞれの分掌に従い実施します。

第二種金融商品取引業に関する諸業務は、営業本部、私募ファンド本部の各部がそれぞれの分掌に従い実施します。  
(省略)

(ロ) 本資産運用会社の各組織の業務分掌体制

本投資法人の資産運用に関連する各組織の業務分掌体制は以下の通りです。なお、本「② 投資法人の運用体制」に記載の組織・機関は、本投資法人の資産運用だけではなく、いちごホテルリート投資法人及び私募ファンドの資産運用並びにその他の業務にも関与していますが、以下では主に本投資法人の資産運用に関する事項を記載しています。

統括単位・組織単位名		分掌業務
監査部		(省略)
コンプライアンス部		(省略)
営業本部	営業企画部	(省略)
	営業部	(省略)
オフィスリート本部	オフィスリート運用部	(省略)
	オフィスリート管理部	(省略)
財務本部	財務部	(省略)
	経理部	(省略)
管理本部	企画管理部	(省略)
	リスク管理部	(省略)
投資運用委員会		(省略)
リスク・コンプライアンス委員会		(省略)

(2) 変更の年月日

平成28年3月1日